

議事要旨(1) 実務対応報告「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い(案)」について

石原研究員より、資料「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理における当面の取扱いの公表(案)」及び「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理における当面の取扱い(案)」(以下当面の取扱い(案))に基づいた説明がなされた。

当面の取扱い(案)について、第103回企業会計基準委員会(平成18年4月25日開催)からの主な検討状況及び修正箇所は以下のとおりである。

連結財務諸表規則第14条及び同ガイドライン14-2に定められた会計基準の変更に伴う連結財務諸表に与える影響額の開示については、現在、金融庁と調整中であるため、当面の取扱い(案)においては、言及しないこととした。

当面の取扱い(案)の「本実務対応報告の考え方」中、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠した会計処理を修正しなければならない6つの要修正項目について、「修正なしに連結財務諸表に反映することは合理的でない」旨を要修正項目とした理由に追記した。

委員等より、以下の意見があった。

- (1) 会計基準の変更に伴う連結財務諸表に与える影響額の開示については、万が一、形式的なルールどおりだという話になったときには、しかるべく検討して欲しい。P/Lサイドの影響額を正確に把握するためのシステム対応は大変な準備がかかる。
- (2) 6項目の要修正項目以外で明らかに合理的でない事項は現在想定されないことについて、解説等で解釈を示して欲しい。
- (3) 国際財務報告基準又は米国会計基準は今後変更が予想されるため、今後の対応について質問があった。事務局より、内容の変更になるためメンテナンスが必要な場合は対応することになると考えられる旨、及びメンテナンス経過期間中には、6項目の要修正項目以外で明らかに合理的でない事項は修正が必要、という箇所が役に立つと考えられる旨説明があった。

その他、表現及び字句修正について意見があった。

審議の後、採決が行われ、字句修正については委員長に一任のうえ、出席した委員全員の賛成により、本実務対応報告の公表が承認された。

以上